

# いただきます！あおもり食育推進モデル事業実施要項

平成19年4月10日制定

## 1 目的

県民が生涯を通していきいきとした「暮らし」を実現するため、県は多様な視点で食育に取り組んでいる地域を食育推進モデル地域（以下、『モデル地域』という。）に指定し、地域食育ネットワーク協議会（以下、『協議会』という。）や関係団体と連携しながら先進的な食育活動に取り組めるよう支援して、全県的な食育の推進を図るものとする。

## 2 事業内容等

食育推進モデル事業の主な事業内容は、次のとおりとする。

- (1) モデル地域の指定
- (2) モデル地域の活動に関する支援
- (3) モデル地域の実践発表と実践事例集の作成

## 3 事業実施期間

事業実施期間は、平成19年度から平成20年度とする。

## 4 モデル地域の推薦

- (1) 協議会会長は、食育の取組みを促進するため、食育実践団体を中心に活動している地域を、モデル地域として選定し、県に推薦する。
- (2) モデル地域は、原則として次の要件を満たすものとする。  
食育に関連した農林水産業、健康、教育、福祉等の分野で活動しており、今後も継続できる地域であること。  
住民、学校、地域をはじめとする協議会関係者との連携が可能であること。  
事業終了後も、他の地域に対して食育の指導的な役割を果たすことができること。
- (3) モデル地域の推薦数は、原則1協議会1地域とする。
- (4) 協議会会長は、食育推進モデル地域推薦書（別紙様式1及び2）に必要事項を記載し、4月末日までに、県に提出する。

## 5 モデル地域の指定

県は、協議会会長から推薦のあったモデル地域について、その活動内容を審査したうえでモデル地域として指定する。

## 6 モデル地域の活動と支援

- (1) 県及び協議会等は、モデル地域が円滑な活動を行なうために必要な支援、助言等を行なう。
- (2) 県は、モデル地域相互の連携を図るため、食育推進モデル地域連絡会議を設置する。
- (3) 県は、モデル地域に対して、協議会ごとに予算の範囲で補助する。
- (4) 補助金等の交付については、補助金交付要綱を別に定める。
- (5) 補助金等の交付事務については、各地域県民局に事務委任する。

## 7 成果の取りまとめと広報

県は、モデル地域の活動実践を広く県内に普及啓発するため、次の事業を行う。

- (1) 食育推進モデル地域実践発表会の開催
- (2) 食育推進モデル地域実践事例集の作成・配布